

【過重労働解消キャンペーン】11月は「過重労働解消キャンペーン」の月です。平成26年11月に「過労死等防止対策推進法」が施行されたのを契機に始まったもので、今年もさまざまな啓発活動が行われる予定です。今年は、スタートする10月31日~11月6日を「対策強化週間」と位置づけ、周知強化が図られることになっています。11月6日(土)には、毎年実施している「過重労働解消度相談ダイヤル」が設置され、さまざまな立場からの相談を受け付けることになっています。厚労省委託事業としての「過重労働解消のためのセミナー」もオンライン、会場開催、個別開催(講師を企業に派遣)の3つの方法を併用し、すでに9月から一部が開始されました。この機会に、専門家の意見に耳を傾けてみてはいかがでしょうか?



# 賃金 2021年度地域別最低賃金改定

# 最低賃金の引上げの影響と対応策

9月に入り、厚生労働省より各都道府県の最低賃金が公表されました。全国平均で28円の引上げを 目安とした最低賃金。過去最大の引上げ幅が、企業に与える影響とその対応策について解説します。

## ●最低賃金制度の概要

最低賃金制度とは、1959年に制 定された最低賃金法に基づき、国 が賃金の最低限度額を定め、使用 者に最低限度額以上の賃金の支払 いを求める制度です。最低賃金に は、都道府県ごとに定められた地 域別最低賃金と、特定の産業を対 象に定められた特定(産業別)最 低賃金の2種類があります。

地域別最低賃金は、正社員はも とよりパート・アルバイトなど雇 用形態や呼称の如何を問わず、各 都道府県内の事業場で働くすべて の労働者とその使用者に適用さ れ、セーフティーネットとしての 役割を担っています。一方、特定 (産業別) 最低賃金は、特定産業 の基幹的労働者とその使用者に適 用されます。特定(産業別)最低 賃金は、地域別最低賃金よりも金 額水準が高く、3月末現在、全国 227件の産業に適用されています。

使用者が最低賃金額以上の賃金 を支払わない場合には、その差額 の支払いと罰金が科されます。地 域別最低賃金は、最低賃金法によ り50万円以下の罰金、また特定(産 業別)最低賃金に対しては、労働 基準法により30万円以下の罰金 が定められています。

最低賃金の特例として、使用者 が都道府県労働局長の許可を得る ことを条件に、「精神又は身体の 障害により著しく労働能力が低い 者」など、最低賃金法第7条に定 める特定の労働者に対しては減額 が認められています。

# ●最低賃金の決定方法

地域別最低賃金は、全国的な整 合性を図るため、毎年7月に中央 最低賃金審議会から地方最低賃金 審議会に対し、改定額の目安につ いての答申が行われます。各地方 最低賃金審議会はこの答申を踏ま えて調査、審議の上、答申を行い、 各都道府県労働局長が地域別最低 决定額 が先頃公表され、10月に多 ます。

地域別最低賃金の決定基準は、 ①労働者の生計費②労働者の賃金 ③通常の事業の賃金支払能力 合的に勘案して定められ、生活保 護に係る施策との整合性に配慮す ること、とされています。

一方、特定(産業別)最低賃金 は、関係労使の申し出に基づき、 最低賃金審議会が必要と認めた場 合に、改定・決定されます。

### ●最低賃金引上げの動向

2016年の政府による「一億総活

躍プラン」を皮切りに、経済の好 循環の実現に向けて、最低賃金は、 4年連続で約3%ずつ引上げられ てきました。厚生労働省によると、 改定後の最低賃金を下回る労働者 の割合を示した「影響率」は、年々 増加していることが報告されてい ます。最低賃金の引上げに伴う「影 響率」の上昇は、賃上げを必要と する労働者の増加を示しており、 企業にとって、総人件費の負担が 幅に増加していることを意味し

2020年、コロナ禍により業況が しいなか、中央最低賃金審議 は、現行水準の維持が適当 初めて改定額の引 ず、地域別最低賃金の上昇は低水 準に留まりました。

2021年になると、危機的な経済 情勢を立て直す手段のひとつとし て、政府は大幅な最低賃金の引上 げに踏み込み、全国平均で28円 を目安に引上げ、930円となりま した。28円の引上げ額は時給で示 す現在の方式となってから過去最

# 11月の記念日

自衛隊記念日(1日) 技能の日(10日) 税を考える週間(11 日~ 17 日) 農協記念日(19日) 世界こどもの日(20日) 女性に対する暴力撤廃の国際デー (25日) 年金の日(30日)



※人事・労務・企業経営領域を中心に、各月の「記念日」を列挙します。

大で、上げ幅は3.1%です。非正 規労働者などの賃金水準を底上げ することにより、賃金格差の是正 や雇用の安定、消費の拡大といっ た企業の生産性向上による経済の 活性化が期待されています。

### ●企業に与える影響と支援施策

最低賃金の引上げによる大幅な 人件費の増加は、雇用そのものに 大きな影響を与えかねません。人 件費を抑えるための雇用削減や、 総人件費の調整による昇給や賞与 の削減は、労働者のモチベーショ ンを低下させ、生産性の低下や離 職の連鎖を生む可能性がありま す。また、人件費対策が商品価格 の値上げに反映された場合は、物 し、消費の 迷を招く恐れもあります。更には 人件費の上昇と値上げの悪循環 より業績が悪化し、倒産や廃業 追い込まれる企業が増加する に考えられます。

政府は、最低賃金の引上げに伴 う様々な影響を想定し、中小企業 や小規模事業者を支援するため に、幅広く施策を展開しています。 経済産業省による中小企業向けの 補助金・総合支援サイト「ミラサ ポplus」では、様々な中小企業支 援施策が紹介され、支援者や支援 機関との連携も行っています。

### ●助成金と補助金の活用

「業務改善助成金」は、事業場内 で最も低い賃金を一定額以上引上 げ、更に生産性向上に役立つ設備 投資などを行う中小企業や小規模 事業者に対して、その費用の一部 を国が助成するものです。設備投 資には、機械設備やコンサルティ ングの導入、人材育成や教育訓練、 POS システムなどの導入などが含 まれます。

「人材確保等支援助成金」は、労 働環境の向上などを図り、人材の 確保や定着に向けた制度づくりを 検討する際に活用できます。テレ ワークコースや雇用管理制度助成 コースなど様々なコースがあるた め、自社のニーズに合わせて活用 することが可能です。2021年度よ り、コースの廃止や新設など制度 が大きく変更されているので注意 が必要です。

「働き方改革推進支援助成金」に は、①労働時間短縮・年休促進支 援コース②勤務間インターバル導 入コース③労働時間適正管理推進 コース④団体推進コースの4つの スがあります。申請にあたっ 昨年度から取扱いが一部変 なっていますので、事前に確 ておきましょう。

斉産業省管轄の「事業再構築 は、新しい時代の経済、 社会の変化に対応するため、事業 再構築に取り組む中小企業などを 支援するものです。最低賃金枠が 新設され、通常枠より補助率が高 く、採択率も優遇されています。

コロナ禍の影響が長引くなか、 人件費の増加に対応するには、労 働時間の短縮や業務の効率化によ り、生産性向上を図ることが必須 です。支援施策を積極的に活用し て労働環境を整備するとともに、 賃金水準を底上げして雇用の維持 に努めるという、発想の転換が求 められています。

# ●最低賃金のチェック方法

最後に、支払われている賃金が 最低賃金額以上になっているかの チェック方法を確認しておきま しょう。対象となる賃金額は、時 間額に換算して、適用される最低 賃金額と比較する必要がありま

最低賃金の対象となるのは、毎 月支払われる基本的な賃金です。 賞与や残業代、結婚手当など臨時 に支払われる手当や家族手当、通 勤手当は対象外となります。

例として、日給制と月給制の組 み合わせの換算方法を確認しま しょう (下表参照)。基本給が日 給制で、1日当たり4,600円、各 種手当が月給制で、職務手当が 月 25,000 円、通勤手当が月 5,000 円支給される場合を想定していま す。①まず、基本給の時間換算額 は、基本給を1日当たりの労働 時間数で割ると(4.600円÷8時 間)、575円となります。②次に、 対象となる手当は職務手当のみで す。時間換算額は、年間の職務手 当 (25,000 円 × 12 = 300,000 円) を、年間の労働時間数(250 日× 8時間=2,000時間)で割ること により算出でき、150円です。③ 時間換算額の合計は、① 575 円と ② 150 円の合計 725 円となり、△ △県の最低賃金800円を下回るこ とがわかります。

変化を受容して「誰一人として 取り残されない包括的な社会しの 実現を目指し、皆で力を合わせて いきましょう。

基本給	4,600 円
M 月の労働日数	20 日
職務手当	25,000 円
通勤手当	5,000 円
合計	122,000円
労働日数/日	8 時間
年間労働日数	250 日
△△世の最低賃全	800 III

(厚生労働省ホームページより一部抜粋)

2

# 採用 若年者雇用促進法に基づく指針による

# 新規学卒者等若年者の 募集・採用等に関する主な注意点

企業にとって、新規学卒者の採用は、新しい戦力を取り込んで人材の新陳代謝を促す重要な意義 を持っています。しかし採用方法などに関しては一定のルールが定められています。最近の指針改 正の内容を見ていきましょう。

「青少年の雇用の促進等に関す る法律」(若者雇用促進法)では、 新規学卒者など若年者の雇用の 促進等を図り、その能力を有効に 発揮できるようにするため、企業 や特定地方公共団体等の若者の募 集・採用等に際しての事業主とし て講ずべき措置について指針を作 成・公表しています。本年4月に は、近年問題となっている面接時 のハラスメントへの対応を含め、 事業主が講ずべき措置を新たに定 めていますので、今後の若年者の 募集・採用にあたっては留意しな ければなりません。

## ●募集時の労働条件の明示

企業が、若年者を募集するにあ たり、遵守すべき事項として、青 少年が適切に職業選択を行い、安 定的に働くことができるようにす るためには、あらかじめ労働条件 などを的確に示すことが必要で す。したがって、募集に応じて労 働者となろうとする者に対して、 従事すべき業務の内容や賃金、労 働時間、その他の労働条件を可能 な限り速やかに明示しなければな りません。従事すべき業務内容な どは、虚偽または誇大な内容とし ないことが求められます。賃金に 関しては、賃金形態(月給、日給、 時間給等の区分)、基本給、定期 的に支払われる諸手当などのほ

か、固定残業代を採用している場 合には、その労働時間数と金額の 計算方法なども明示する必要があ ります。

### ●個人情報の適切な取り扱い

4月の指針の改正により、募集 情報等提供事業者、求人者、募集 者などは、職業安定法に 業紹介事業者等指針(求 個人情報の取り扱いに 人情報の収集、保管およ 個人情報の適正な管理、 人情報 の保護に関する法律の遵守等)第 4に基づき、求職者等の個 を適切に取り扱うことが求められ ることになりました。

### ●内定辞退等勧奨の防止

採用内定は、労働契約(始期付 き労働契約)が成立したと認めら れるものです。したがって、企業 として、客観的に合理的な理由を 欠き、社会通念上相当であると認 められない採用内定取り消しは無 効とされることに十分に注意しな ければなりません。また、次のよ うな行為は行うべきではないとさ れています。

①採用内定または採用内々定と引 き替えに、他の事業主に対する就 職活動を取りやめるよう強要する (いわゆるオワハラ) などの職業 選択の自由を妨げる行為など。 ②採用内定者について、労働契約 を妨げるような内定辞退の勧奨を すること。 ●就活生などに対する

ハラスメント問題へ対応

が成立したと認められる場合に

は、採用内定者の自由な意思決定

就活生や内定者に対するハラス ント(いわゆるリクルートハラ メント)が一時期問題となりま その背景にあるのが、就活 ッチングアプリや就活 SNS です 指針では、新たに事業主に て、その雇用管理上の措置 役員など事業主自らのほか、雇用 する労働者が就職活動中の学生や インターンシップ中の者などに対 する言動について、必要な注意を 払うよう配慮する取り組み(研修 の実施などによる周知徹底)をす ることが望ましいとしています。

### ●「青少年雇用情報」の提供

企業は応募者に対するマッチン グ向上のため、労働条件を的確に 伝えることに加えて、平均勤続年 数や研修の有無および内容といっ た職場情報を新卒者等に提供する ことが、若者雇用促進法によっ て、義務づけられています。ホー ムページなどで直接募集を行う場 合には、青少年雇用情報シートを 活用するなどして、すべての項目 について情報提供することが望ま しいとしています。

## 01

循環経済への移行を推進 官民のパートナーシップが事例集を発刊

環境省、経済産業省と日本経済団体連合会で立ち上げ た「循環経済パートナーシップ」(J4CE) は9月に、注目 事例集を発刊し、WEBサイトも開設しました。このパー トナーシップには113社・14団体がメンバーとして参加 し、131件の取組事例が登録されています。9月2日、 注目事例集の発刊・WEBサイト開設発表式をオンライン で開催。小泉進次郎環境大臣などが登壇しました。循環 経済への先進的取組事例を国内外に戦略的に発信するこ とを目的とするものです。

監督指導実施のう 7割以上で法令違反 の実習実施者への監督指導

全国の労働局 労働基準監督署カ に外国人技 **予和2年** 実施者(実習生が在 籍している る事業場)に 能実習生の実習 犬況につ 対して行った監督指導や送検等の しました。監督指導 を実施した 570.8%に相当する5,752事業場で 係法令違反が認められ、重大・悪質な労働基準関係法令 違反で送検したのは32件でした。主な違反事項は、使 用する機械等の安全基準(24.3%)、労働時間(15.7%)、 割増賃金の支払(15.5%)の順でした。

## 03

令和2年度の概算医療費公表 金額で過去最大の減少幅

令和2年度の概算医療費(労災・全額自費等の費用を 含まない速報値) が厚生労働省から発表されました。総 額は42.2兆円で対前年比3.2%減、金額では1.4兆円の 減少となり過去最大の減少幅です。受診延日数が全体 で8.5%もの減少となり、一方で1日当たりの医療費は 5.8%の増加となりました。伸び率に、人口増減や高齢 化の影響、診療報酬改定等などの影響を除いた概算医療 費の伸び率は3.6%もの減少となります。入院外の受診 延日数が10.1%と特に減少幅が大きくなりました。

## 104

**NewsBOX** 

厚労省・国土省が概算要求に盛り込む 建設業の人材確保・育成に向けた取組

厚生労働省と国土交通省は、建設業の人材確保・育成 に多角的に取り組むため、令和4年度予算概算要求の概 要を取りまとめました。建設業の技能者の約3分の1が 55歳以上と高齢化が進むなか、将来の担い手確保が課 題となっていることが背景にあります。内容は、建設事 業主等に対する助成金による支援が70.7億円、中小建 設事業主等への支援が5.2億円、働き方改革推進支援助 成金による支援が66.0億円、働き方改革推進支援セン ターによる支援が43.8億円などです。

令和2年度の長時間労働が疑われる事業場への 監督指導結果を公表

厚生労働省はこのたび、令和2年度に、長時間労働 が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施し た、監督指導の結果を取りまとめました。対象となった 24.042事業場のうち、8.904事業場(37.0%)で違法な 時間外労働を確認し、是正・改善に向けた指導を行いま した。このうち実際に1カ月当たり80時間超の時間外・ 休日労働が認められた事業場は2,982事業場で、違法な 時間外労働があったもののうち33.5%でした。賃金不 払い残業は1,551事業場でした。

# 06

コロナ禍による小学校休業等に対応 保護者の休暇取得支援金を再開

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業 等により仕事を休まざるをえない保護者を支援するため の「小学校休業等対応助成金・支援金|制度が再開されま した。令和3年12月31日までに取得した休暇が対象と なる予定で、支給対象者は子どもの世話をすることが必 要になった保護者の労働者に対して有給(賃金全額支給) の休暇を取得させた事業主や、個人で委託を受けて仕事 をする保護者となります。今後全国の都道府県労働局に 相談窓口も設置されます。



# 調查 令和2年「雇用動向調査」

# コロナ禍の影響が影を落とす結果に?

入職者と離職者の動向を年に2回調査している厚生労働省が、このほど令和2年の通年の結果を発表しました。そこにはコロナ禍の影響も少なからず見られると推測されるデータが示されました。

# パートタイムを中心に9年ぶりに離職超過

「雇用動向調査」は、全国の主要 産業の事業所における入職者数・ 離職者数、それらの性・年齢階級、 離職理由等の状況を明らかにする ことを目的に年2回、厚生労働省 が実施しているものです。

8月末に、令和2年の2回分を 合算した集計結果が発表されまし た。調査は5人以上の常用労働者 を雇用する事業所から15,184事業 所を抽出し、上半期が9,032、下半 期が8,841の事業所から回答を得 ています。

入職率は全体で13.9%と前年比2.8ポイント低下、離職率は14.2%と同1.4ポイント低下。入職超過率はマイナス0.3ポイントで、9年ぶりの離職超過となりました。特にパートタイム労働者の離職超過が目立っています。

# ●女性が前職を辞めた理由 「人間関係」も比較的高率に

転職入職者に前職を辞めた理由を尋ねた結果をまとめたのが右上の表(図表1)です。男性は「その他の理由(出向等を含む)」の31.3%を除くと、2位が「定年・契約期間の満了」の16.0%なのに対し、女性は「その他の理由(出向等を含む)」の26.9%に次いで高いのが「職場の人間関係が好ましくなかった」の13.3%となります。

さらに前年との比較では、男性は「給料等収入が少なかった」の

図表 1 転職入職者が前職を辞めた理由別割合

区分		計	仕事の内容に 興味を	生かせなかった	好ましくなかった職場の人間関係が	不安だった	少なかった	労働条件が悪かった	結婚	出産・育児	介護・看護	期間の満了定年・契約	会社都合	(出向等を含む)
令和2年	男	100.0	4.7	4.9	8.8	7.1	9.4	8.3	0.4	0.5	1.1	16.0	6.9	31.3
(2020) %	女	100.0	5.2	5.0	13.3	3.4	8.8	11.6	2.3	1.4	0.8	12.7	8.1	26.9
令和元年	男	100.0	4.8	5.4	9.3	7.3	8.7	11.2	0.4	0.4	0.7	16.6	6.3	27.4
(2019) %	女	100.0	5.4	3.1	14.8	4.1	9.4	12.5	2.4	1.9	1.4	10.7	5.8	26.6
前年差	男		-0.1	-0.5	-0.5	-0.2	0.7	-2.9	0.0	0.1	0.4	-0.6	0.6	3.9
(ポイント)	女	•••	-0.2	1.9	-1.5	-0.7	-0.6	-0.9	-0.1	-0.5	-0.6	2.0	2.3	0.3

注: 転職入職者のうち前職雇用者で調査時在籍者についてみたものである(自営業からの転職入職者を含まない)。

上昇幅が比較的大きく、女性は「会社都合」の上昇幅が最も高くなりました。これらの結果は、雇用をめぐる男性と女性の背景事情の違いが表れているように思われます。

### ●女性で上昇傾向

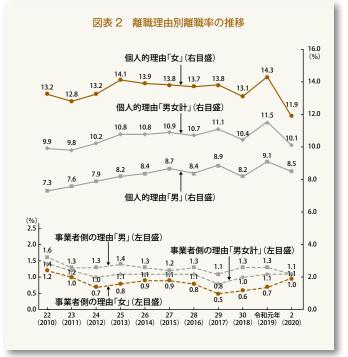
事業者側の理由」による離職離職理由(前述の転職入職者だ

離職理由(前述の転職人職者だけではなく、全ての離職者を対象)別の離職率の推移を示したのが図

表2のグラフです。前年(令和元年)と比べて、「個人的理由」の率が男女ともに顕著に下がっていることがわかります。

一方で「事業 所側の理由」に ついては、割 合としての母数 が「個人的理由」 よりもはるかに 少ないものの、 男性が対前年比 0.2 ポイント減少しているのに対して、女性は 0.3 ポイントの増加となりました。

まとめると、令和2年はパートタイマーを中心とした離職超過となり、女性は会社都合による離職が増えています。それだけが要因とは言えませんが、ここにはコロナ禍による雇用現場へのしわ寄せが垣間見られるようです。



# 労務トラブル回避 (



こんなときどうする。

# 今月の 相談

# 出向元と出向先の所定労働時間が異なる場合

社員を関連会社に1年間在籍出向させることになりました。出向元である当社の1日の所定労働時間は7時間30分ですが、出向先の所定労働時間は1日8時間で30分長くなります。このような場合、出向社員の賃金を引き上げなければならないでしょうか? (G社:人事部)

在籍型出向とは、対象社員が出向元企業(以下、出向元)に在籍したまま、出向元と出向 先企業(以下、出向先)との間の出向契約に よって、出向元と出向先の両方と雇用契約を結び、一 定の出向期間継続して勤務することをいいます。

労働条件を定めた就業規則等の適用に関しては、 向先の指揮命令に基づき労務提供を行 出向者は、 と出向先の 向契約 いますので、 持段の定め 業規則のうち **務提供** 関する部分 については 出向先の就業規 が適用 <mark>し</mark>ます。具体 ·終業時刻、労働 安全衛生 的には、 位に関す 災害補償 などです。他方、労 契約上の いては、出向元の労働者ですの 出向元の 規則が適用されます。 体的には、 職金、 解雇などについてです。

出向元と出向先では、労働条件のうち、1日の労働時間や休日数が異なる場合がよくあります。たとえば、ご相談のように出向元では、「1日7時間30分、1週5日勤務」、出向先では「1日8時間、1週5日勤務」であれば、出向したことで1日30分の残業になります。また、出向先の年間所定休日数が出向元より少ない場合は、休日出勤が発生することになります。

このような場合には、1日の所定労働時間について、出向先が出向元より30分長い分を所定外労働時間として、出向元の賃金規定に基づき残業手当を支払うことが必要となる場合もあります。労働基準法上は、1日について8時間を超える部分については、2割5分以上の割増率での割増賃金を支払う義務があります。したがって、今回のように7時間30分を超え8時間までの30分は所定外労働時間となり、通常の賃金の30分

相当額を支払うことで足ります。しかし、出向元が所定労働時間(7時間30分)を超える労働に関して法定の割増率で支払うことを定めている場合は、それによることになります。また、出向元と出向先の所定休日数に差があり、出向先の休日数が少ない場合には、その差を休日出勤とみなし、出向元の賃金規程に基づいて休日出勤手当を支払うべきでしょう。この点について裁判例では、「出向元としては不利益を解消するだけの条件を示すべきであり、かかる条件を提示することもなく、本人の意向を無視して行った出向命令は、その効力を生じ得ない」(神鋼電機事件、津地決昭46・5・7)としています。つまり、出向手当のような何らかの形で不利益を解消する必要があるということになります。

ところで、出向元が出向先に比べて所定労働時間 が長い場合や所定休日数が少ない場合もあります。こ のような場合、出向者の賃金を減額してよいかという 問題が出てきます。しかし、出向は出向元事業主の業 務命令として行われるものです。したがって、所定労 働時間が短い分または休日が多い分について、相当額 を安易に減額してはなりません。出向先の所定労働時 間の短さや所定休日数が多いことは、出向者の都合に よるものではないので、所定労働時間の減少および所 定休日の増加は、事業主の責めに帰す休業と解するこ ともできます。仮に減額するにしても、労基法第26条 に基づく使用者の責に帰すべき事由による休業として、 平均賃金の100分の60以上の休業手当を支払わなけ ればならないことにもなります。したがって、労働時間 の減少分および休日数の増加分について減額するよう な措置を講ずることは避けるべきでしょう。

今月の ポイント

労働時間や休日について、出向により不利益となる場合には賃金調整が必要となるが、 出向先が有利となることをもって賃金を不利益変更してはならない。

6



# 「過労死ライン」見直しの意義

脳出血や心筋梗塞など、死に直結するリスクのある「脳・心臓疾患」の労災認定基準が今年、20年ぶりに見直されました。基準の見直しについて議論していた厚生労働省の検討会は、発症前2~6カ月間の残業時間が月平均80時間を超過した場合に業務と疾患との関連性を認めるという「過労死ライン」の引き下げを見送る結論を出しました。これに対して、国際的には80時間以下でも脳疾患のリスクが高まるとも言われていることを背景に、「80時間」のラインを引き下げなかったことへの批判の声も一部で上がっているようです。

しかし、今回の見直しでは同時に、総労働時間以外でも脳心臓疾患のトリガーになる職場由来の要因もあることが指摘されました。深夜や早朝など不規則な勤務、頻繁な出張、連続勤務、さらに過重な営業ノルマや人間関係などが招くストレス、ハラスメント行為、安全衛生管理上の問題など、総時間以外の要因も考慮することがうたわれたのです。

明確な目標があり、 その目標が確かに社会 の役に立ち、そのよう な仕事を人間関係も含 めて良好な環境で行え るのであれば、長時間 労働でもなんとか回っ



ていくものでしょう。もちろん、そのような論理で逆に長時間労働へのケアを怠るのは本末転倒ですが、時間以外の要因も重要であることに光を当てた今回の改定は、労務担当者にとってもその主旨を十分に理解し、対応を行うべきでしょう。 コロナ禍に伴うリモートワークをはじめ働き方が多様化し、個々人の就労実態の把握が難しくなっている昨今、対応強化はさらに求められています。

